

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 減免措置に対する財政補填の対象拡大
市町村が低所得者層に対して行う一部負担金や保険料（税）の減免措置に対する財政補填については、一部負担金の減免基準を生活保護基準を上回る所得水準とするなど対象範囲の拡大を行うこと。
- 2 特定健康診査・特定保健指導の単価見直し
市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに必要な財源措置を行うこと。
- 3 不当利得の保険者間調整の仕組みの創設
被保険者資格喪失後に受診した際に発生する療養給付費の不当利得について、返還請求に係る保険者事務の効率化と被保険者の負担軽減を図るため、受診者を介さず保険者間で調整できる仕組みを創設すること。

【提案理由等】

- 1 県内市町村の多く（減免基準を設定している29団体の内22団体）は、国民健康保険の低所得者層に対し、生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても27団体が減免基準を設定し実施している。
一方、一部負担金減免に係る国からの財政補填は生活保護基準所得以下が対象となっており、また、保険料（税）減免については財政補填の対象外となっていることから、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るため、財政補填対象者の拡大を行うことが必要である。
- 2 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、診療報酬に基づく保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。また、国庫負担の割合を保険給付費に対する国庫負担割合の水準まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。
- 3 資格喪失後に被保険者が保険証利用し受診した際に発生する療養給付費の不当利得については、被保険者が保険者へ返還を行った上で、正当な保険者から療養費として給付費を受けることとなっている。保険者間での過誤調整が可能になれば、保険者が行っている被保険者への返還請求事務等の効率化につながり、未収金の発生を防ぐことにより国保財政の健全化に寄与すると考えられるため、保険者間で調整を行うことが可能となる仕組みを創設することが必要である。

（神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課）